

函館工業高等専門学校総合学生支援センター進路支援室要項

令和5年3月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）総合学生支援センター規程（平成26年3月27日函高専達第25号。以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、進路支援室（以下「支援室」という。）の管理運営及び組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 キャリア形成の支援に関する諸方策の企画及び立案に関すること。
- 二 本科及び専攻科向けキャリア教育プログラムの策定と実施に関すること。
- 三 就職及び進学に関する指導及び支援に関すること。
- 四 学外実習及びインターンシップに関する連絡調整及び情報提供に関すること。
- 五 就職情報及び進学情報の収集、整理並びに提供に関すること。
- 六 キャリア教育の活動に必要な調査及び分析に関すること。
- 七 その他キャリア教育支援に関すること。

(組織)

第3条 支援室に、センター規程第4条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 室員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(室員)

第4条 室員は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学科（生産システム工学科を除く。）、一般系並びに生産システム工学科の各コース（以下「学科等」という。）の教員
- 2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 支援室の事務は、学生課総合学生支援センター事務室において処理する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。